

日本郵便株式会社の業務区分別収支 及び郵便事業の収支の状況等 (2025年度)

2026年8月27日



業務区分別収支

○ 2025年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（参考）2024年度

（単位：億円）

業務の区分	営業収益	営業費用	営業損益
第一号業務（郵便業務等）	13,356	13,695	▲339
第二号業務（銀行窓口業務等）	4,873	5,166	▲293
第三号業務（保険窓口業務等）	1,402	1,584	▲183
第四号業務（その他）	8,484	7,712	772
合計	28,115	28,157	▲42

営業収益	営業費用	営業損益
12,877	13,551	▲675
4,717	5,070	▲353
1,593	1,692	▲99
8,542	7,514	1,028
27,729	27,827	▲98

注1 業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第14条及び第18条の規定に基づき作成・公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 業務の区分は、次のとおりです。

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

郵便事業の収支の状況

○ 2025年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（参考）2024年度

（単位：億円）

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	12,381	12,652	▲271	11,848	12,478	▲630
第一種郵便物（封書）	6,874	7,107	▲234	6,486	6,851	▲365
第二種郵便物（はがき）	3,468	3,503	▲35	3,288	3,451	▲163
第三種郵便物（雑誌、新聞）	62	145	▲83	66	140	▲74
第四種郵便物（通信教育等）	6	17	▲11	7	16	▲10
義務的特殊取扱	840	902	▲62	877	968	▲91
任意の特殊取扱	1,130	977	153	1,124	1,052	73
国際郵便業務	712	762	▲51	751	751	0
通常郵便物	216	214	2	205	219	▲15
小包郵便物	146	159	▲13	154	156	▲1
EMS郵便物	350	390	▲40	392	375	17
合計	13,092	13,414	▲322	12,599	13,229	▲630

注1 郵便事業の収支の状況は、郵便法第67条第7項の規定に基づき公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 特殊取扱の種類は、次のとおりです。

- ・義務的特殊取扱とは、書留、引受時刻証明、配達証明等です。
- ・任意の特殊取扱とは、速達、特定記録、レターパックプラス、特別あて所配達郵便等です。

（参考）

商品	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
荷物（ゆうパック、ゆうパケット、ゆうメール）	6,469	6,180	289	6,424	6,011	413

交付金額等の状況

○ 2025 年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

交付金額等の状況は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

（以下「機構法」といいます。）第 18 条の 6 の規定に基づき、公表するものです。

（1） 日本郵便株式会社法第 14 条第 1 号から第 3 号に掲げる業務の区分ごとの費用及び合計額

（単位：億円）

第 1 号（郵便業務等（郵便窓口業務に限る）） ^{注 1}	小 計			合 計
	第 2 号 （銀行窓口業務等）	第 3 号 （保険窓口業務等）	（第 2 号・第 3 号）	
1, 765 （業務区分別収支の <u>内数</u> ）	5, 166 （業務区分別収支と <u>同一</u> ）	1, 584 （業務区分別収支と <u>同一</u> ）	6, 750 （業務区分別収支と <u>同一</u> ）	8, 515

注1 第 1 号に掲げる業務にあつては、郵便局又は簡易郵便局で行う業務
（日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる額にあつては、郵便窓口業務に限る）

（2） 機構法第 18 条の 2 第 4 項の規定により通知された同条第 2 項第 1 号に掲げる額

（単位：億円）

4, 515

（3） 機構法第 18 条の 2 第 1 項の規定により交付された交付金の額

（単位：億円）

3, 207

注2 各記載金額は、単位未満を四捨五入して表示

(参考)「交付金額等の状況」の各数値の概要

- ・ (1) は、2025 年度決算値に基づき、**全国の郵便局におけるユニバーサルサービスの提供に要する費用**を、「郵便業務等（郵便窓口業務に限る）※¹」、「銀行窓口業務等※²」、「保険窓口業務等※³」の区分ごとに明らかにしたもの（内訳イメージ：(1) ユニバ業務に要する費用 8,515 億円）
- ・ (2) は、2023 年度決算値に基づき、郵政管理・支援機構が総務省令に定める方法により算定した**全国の郵便局におけるユニバーサルサービスの提供に不可欠な費用**であり、以下①及び②が対象（内訳イメージ：(2) ユニバ提供に不可欠な費用 4,515 億円）
 - ① 全国の郵便局ネットワークを最小限度の規模（2 名局）により構成するものとした場合におけるユニバーサルサービスの提供に要する費用
 - ② 簡易郵便局手数料の基本額分
- ・ (3) は、**(2) から郵便窓口業務にかかる不可欠な費用を控除**したもの（内訳イメージ：(3) 交付金額 3,207 億円）



- ※¹ 業務区分別収支第 1 号（郵便業務等）の内数
- ※² 業務区分別収支第 2 号（銀行窓口業務等）と同値
- ※³ 業務区分別収支第 3 号（保険窓口業務等）と同値

- ・ 2024 年度の交付金額等の状況との比較は下記のとおり。

項目	2025 年度	2024 年度	差分
(1) ユニバ業務に要する費用	8,515 億円	8,483 億円	+ 33 億円
(2) ユニバ提供に不可欠な費用	4,515 億円	4,491 億円	+ 24 億円
(3) 交付金額	3,207 億円	3,030 億円	+ 177 億円

※ (2)、(3) の額は、当該年度の一昨年度の費用実績から、郵政管理・支援機構が算出したもの（2025 年度額は、2023 年度実績から算出）。